

関税率表解説改正

新	旧
関税率表の解釈に関する通則	関税率表の解釈に関する通則
(省略)	(省略)
通則 2 (b)	通則 2 (b)
(二以上の材料又は物質を混合し又は結合した物品の所属)	(二以上の材料又は物質を混合し又は結合した物品の所属)
() 通則 2 (b) は、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び二以上の材料又は物質から成る物品に関するものである。この通則が適用される項は、材料又は物質が記載されてある項（例えば、05.07項のアイボリー）及び特定の材料又は物質から成る物品であることを示す記載のある項（例えば、45.03項の天然コルクの製品）である。	() 通則 2 (b) は、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び二以上の材料又は物質から成る物品に関するものである。この通則が適用される項は、材料又は物質が記載されてある項（例えば、05.03項の馬毛）及び特定の材料又は物質から成る物品であることを示す記載のある項（例えば、45.03項の天然コルクの製品）である。
(省略)	(省略)
通則 3	通則 3
(省略)	(省略)
解説	解説
() (省略)	() (省略)
() この通則は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。例えば、97類の <u>注4 (B)</u> において、97.01項から97.05項までのうちの一つの項及び97.06項の双方に属するとみられる物品は、97.01項から97.05項までのうちの一つの項に属すると定めている。したがって、このような物品は、この通則を適用せず、97類の <u>注4 (B)</u> を適用してその所属を決定する。	() この通則は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。例えば、97類の <u>注4 (b)</u> において、97.01項から97.05項までのうちの一つの項及び97.06項の双方に属するとみられる物品は、97.01項から97.05項までのうちの一つの項に属すると定めている。したがって、このような物品は、この通則を適用せず、97類の <u>注4 (b)</u> を適用してその所属を決定する。
通則 3 (a)	通則 3 (a)
() (省略)	() (省略)
() いずれの項が他の項よりより特殊な限定をして物品を記載しているかを決定する上で厳密な規定を設けることは困難であるが、一般的には次のように考えられる。	() いずれの項が他の項よりより特殊な限定をして物品を記載しているかを決定する上で厳密な規定を設けることは困難であるが、一般的には次のように考えられる。
(a) 名称 (name) による限定は種類 (class) による限定よりも特殊な限定であるといえる（例えば、電動装置を自蔵するかみそり及びバリカンは85.10項に属し、電動装置を自蔵する手持電動工具として <u>84.67項</u> 又は電動装置を自蔵する家庭用電気機器として85.09項には属さない。）	(a) 名称 (name) による限定は種類 (class) による限定よりも特殊な限定であるといえる（例えば、電動装置を自蔵するかみそり及びバリカンは85.10項に属し、電動装置を自蔵する手持電動工具として <u>85.08項</u> 又は電動装置を自蔵する家庭用電気機器として85.09項には属さない。）
(b) (省略)	(省略)

関税率表解説改正

新	旧
通 則 6	通 則 6
(省 略)	(省 略)
<p>解 説</p> <p>() (省 略)</p> <p>() (省 略)</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 「文脈により別に解釈される場合を除くほか」とは、部又は類の注が号の記載又は号の注と矛盾する場合以外の場合を指す。</p> <p>例えば、71類にこの事例がみられる。すなわち<u>71類注4(B)</u>に規定する「白金」の範囲は、号注2の「白金」の範囲と異なる。したがって、7110.11号と7110.19号を解釈する上で、号注2が適用され、<u>類注4(B)</u>の適用は排除される。</p> <p>() (省 略)</p>	<p>解 説</p> <p>() (省 略)</p> <p>() (省 略)</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 「文脈により別に解釈される場合を除くほか」とは、部又は類の注が号の記載又は号の注と矛盾する場合以外の場合を指す。</p> <p>例えば、71類にこの事例がみられる。すなわち<u>71類注4(b)</u>に規定する「白金」の範囲は、号注2の「白金」の範囲と異なる。したがって、7110.11号と7110.19号を解釈する上で、号注2が適用され、<u>類注4(b)</u>の適用は排除される。</p> <p>() (省 略)</p>